

佐賀県告示第百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十二年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地	変更年月日
新	鹿島市休日こどもクリニック	鹿島市大字高津原八一三番地	平成二〇・四・一
旧	鹿島休日急患センタ		
新	樋口クリニック	小城市牛津町牛津二四五番地	平成二二・二・一
旧	樋口医院		